

■巻頭言…… 令和5年刑事法改正の概要と課題	1~5
■平井紀夫特別顧問を偲んで	6~7
■特集…… 交通犯罪被害者の支援について	8~10
■椎橋隆幸理事長が瑞宝中綬章を受章／三輪佳久副理事長が旭日双光章を受章／2025年度役員表	11
■2024年度活動状況集計	12~13
■全国犯罪被害者支援フォーラム2025・令和7年度秋期全国研修会開催のご案内	14~16
■編集後記	16

巻頭言 令和5（2023）年刑事法改正の概要と課題

1 はじめに

令和5（2023）年性犯罪に関する改正刑事法の施行からちょうど2年経ちました。明治40（1907）年に刑法が成立してから116年ぶりの大改正であり、刑事訴訟法の改正、盗撮に関する罪の新設等もなされました。課題は残りますが、刑罰法規としては性被害の実態によく追いついてきたと思います。

2 令和5年改正の概要

(1) 強制性交等罪・強制わいせつ罪の大幅な改正

意に反して性交される強制性交等罪は不同意性交等罪に、意に反して性交以外のわいせつ行為をされる強制わいせつ罪は不同意わいせつ罪になりました。本稿では不同意性交等罪を例に説明します。条文の構造は不同意わいせつ罪も同じです。

不同意性交等罪の構成要件は、「相手が同意しない意思を形成、表明又は全うすることが困難な状態にさせること、あるいは相手がそのような状態にあることに乗じて性交等する」ことです。そして、そのような状態になることの例示として次の8つの類型が示されました。

- ① 暴行又は脅迫
- ② 心身の障害
- ③ アルコール又は薬物の影響
- ④ 睡眠その他の意識不明瞭
- ⑤ 同意しない意思を形成、表明又は全うするいとまの不存在
- ⑥ 予想と異なる事態との直面に起因する恐怖又は驚愕
- ⑦ 虐待に起因する心理的反応

弁護士 ● 上谷 さくら 氏



- ⑧ 経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力による不利益の憂慮
(法務省 HP より)

この構成要件の変更は画期的です。旧法である強制性交等罪は「暴行又は脅迫を用いて性交等する」ことが構成要件になっており、いわゆる「暴行脅迫要件」が被害者を苦しめる元凶でした。判例では、暴行・脅迫とは「被害者の反抗を著しく困難にする程度の暴行・脅迫」とされ、具体的には「その相手方の年齢、性別、素行、経歴等やそれがなされた時間、場所の四囲の環境その他具体的事情の如何と相俟って、相手方の抗拒を不能にし又はこれを著しく困難にならしめる程度のものであれば足りる」（最判昭和33年6月6日判決）とされていたのですが、果たしてこの基準で、どのような行為が犯罪になるのか分かるでしょうか。検察官や裁判官の判断基準に個人差があるため、不当な不起訴や無罪判決が出され、被害者が泣き寝入りする原因となっていました。また、加害者が「同意があったと誤信した」とさえ言えば罪を逃れられるような傾向もみられました。

そのような理不尽をなくするため、改正法では旧法のような「加害者目線」を改め、「被害者が同意していない」ことに重点が置かれました。罪名に「不同意」がついたことはその象徴です。同意していない原因を具体的に例示列挙することで、国民にも分かりやすくなりました。

また、「性交等」には、従前の性交・肛門性交・口

腔性交の他に、膣や肛門に陰茎以外の身体の一部や物を挿入する行為も含まれることになりました。

さらに、「婚姻関係の有無に関わらず」犯罪が成立することが明記されました。これは、夫婦間ではレイプが成立しない、性行為に応じるのが義務であると勘違いされている面があることから、どのような関係性であっても同意のない性行為は犯罪であることを明確にしたものです。

(2) 性的同意年齢の引上げ

不同意性交等罪・不同意わいせつ罪における性的同意年齢（性的行為に同意する能力があるとみなされる年齢）が、13歳から16歳に引き上げられました。改正後は、被害者が16歳未満の場合、原則として性交やわいせつ行為があれば直ちに犯罪が成立することになります。これが明治40（1907）年から116年も変わっていなかったこと自体が異常とも言えますが、若年者が狡猾な大人から性的に搾取されたにも関わらず、「被害者が黙っていたので同意があったと勘違いした」という弁解で刑法犯に問えない事例が多発していましたので、義務教育の間は子どもたちを守れるようになりました。

(3) 面会要求等罪の創設

面会要求等罪は、これまでになかった類型の犯罪です。大人が未成年者を手なずけて性加害を行うのは典型的なパターンですが、SNSの発達によりそのような被害が急増していることから、16歳未満の子への手なずけ行為自体を犯罪として禁止することになったのです。

具体的には、わいせつ目的で脅したり嘘をついたり、利益供与（お金や物を与える）をしたりして会うことを要求したり、実際に会ったりするだけで、わいせつ行為自体が行われなくても処罰されます。また、性的な写真や動画を撮影して送るよう要求しただけで、実際に送らなくても処罰されることになりました。これは、自画撮りによる被害が多発している点に着目したものです。

わいせつ行為が行われる前の段階で処罰するのは、刑事法としては珍しいことですが、それだけ未成年者が性被害に遭う危険性に晒されていることの表れでもあります。このような法律が出来たことは、未成年者や保護者、教育関係者らに幅広く知られてほしいです。

(4) 公訴時効期間の延長

刑法の性犯罪に関する公訴時効が5年延長されました（刑事訴訟法の改正）。公訴時効というのは、犯罪から一定期間が経過した場合には公訴を提起できなくなる制度で、法定刑の重さによって時効期間が決まっていました。

しかし、性暴力被害に遭ってもそれが犯罪被害と気づかずに長年経過してしまったり、警察に行きた

くても恐怖心や羞恥心で行けなかったり誰にも相談できなかったりして、訴えようと思った時には公訴時効が完成してどうにもできなかった、という例が多くあります。幼少期に性被害に遭う例は少ないのですが、例えば5歳で強制わいせつ罪（現在の不同意わいせつ罪）の被害に遭った場合、12歳で公訴時効が完成してしまうため、自分から何が出来るわけでもなく泣き寝入りするしかない、という事態が生じていました。

そこで、性犯罪については公訴時効を撤廃すべきだ、という意見もあったのですが、他の犯罪とのバランスや、長期間経過してからの捜査の困難性等を理由として、5年延長に留まりました。

ただし、未成年時の被害では成人とは別の配慮が必要ということで、未成年者の間は事実上公訴時効が進まないことになりました。5歳で強制わいせつ罪（現在の不同意わいせつ罪）の被害にあった場合、18歳から公訴時効がカウントされ、30歳で公訴時効が完成します。幼少期に被害に遭った人たちが法的に救われる可能性が出てきたことは、とても意義があります。

最近では、幼少期に性被害に遭ってから数十年後に相談にいらっしゃる方もかなりいます。その場合に刑事事件は無理でも任意で加害者と接触して謝罪や慰謝料の支払いを求めること自体は可能です。公訴時効期間が延長されたことで、「時間が経ってからでも訴えていいのだ」「ずっと言えなかったのは自分が悪いからではない」という認識を持てるようになる人が増えたこともメリットかと思います。

(5) 被害者供述調書等の証拠能力の特則

検察官が裁判所に証拠請求する供述調書は、被告人の同意があれば証拠能力が付与され、裁判官がその内容を見ることができません。しかし、被告人の同意がなければ証拠能力がありません。つまり、性犯罪で被告人が無罪を主張し、被害者の供述調書を「不同意」にすると、被害者が詳細に述べた被害状況等が記載された供述調書を裁判官が見ることが出来ないのです。

その場合、代替手段として行われるのが「被害者の証人尋問」です。法廷の証言台で、直接裁判官に対して証言するのです。先に検察官が被害者に「主尋問」を行い、その後には弁護人が「反対尋問」、最後に裁判官が「補充尋問」をします。

検察官の「主尋問」については、事前に検察官が質問することを被害者に伝えて準備しますし、検察官は被害者の心情に最大限配慮してくれますが、被害者が自分の被害を語ることはまさに被害の再体験ですから、とても辛いことです。また、被告人側の「反対尋問」についてもだいたいこんなことを聞かれるだろう、ということ想定して答えを準備しま

すが、反対尋問は被害者の証言の信用性を弾劾するために実施しますので、被害者にとってその辛さは尋常ではありません。そのことが分かっている覚悟していても、法廷で法律の専門家である弁護士から問い詰められることは、精神状態を悪化させる原因にもなります。

そこで、いわゆる司法面接的手法を用いた聴取を録音・録画した記録媒体は、一定の要件を満たした場合には、被害者の負担軽減のため、検察官の「主尋問」に代えることができる、つまり法廷で主尋問は実施しなくてよい、ということになりました。これは画期的なことですが、被告人の反対尋問は憲法上の権利ですので省略することはできません。

そして、主尋問に代えるための要件については、充実した司法面接が不可欠であり、こちらについては喫緊の課題です。

(6) 性的姿態撮影罪の新設

盗撮などの意に反する性的姿態の撮影やネットでの拡散等を規制する「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」が特別刑法として創設されました。いわゆる盗撮行為や、不同意性交等の現場を撮影する行為、それらの画像を第三者に提供したりインターネットで流したりする行為等を幅広く処罰するもので、これまでの条例と比べて格段に刑罰も重くなりました（最も重い罪で、5年以下の拘禁刑又は500万円以下の罰金又は併科となっています）。

それまで盗撮は、各都道府県の迷惑防止条例で規制するにとどまり、直接取り締まる法律がありませんでした。そのため、同じ行為をしても、場所によっては犯罪にならなかったり、刑罰の重さにバラつきがありました。そもそも条例ですから刑が軽く、加害者が検挙されても起訴猶予や罰金で済んでしまうことが多く、盗撮被害が軽視される原因にもなっていました。スマホの普及で今や小学生でも簡単に盗撮に手を染めてしまう世の中になり、画像等を世界中にバラまいたり、販売して多額の利益を得るなどの弊害も顕著になっていました。

意に反して性的画像を撮影され、それを誰かが持っていることや、いつ世界中に拡散されるか分からない恐怖感は想像を絶するものです。知らない間に画像がネットに上げられ、誰もが自分の性的姿態を見ていると感じたり、いつどこでそのような画像を撮られるか分からないため外出出来なくなるという重大な問題も生じていました。盗撮が法律になるというのは悲願でしたから、新たに特別刑法として創設されたことはとても重要なことです。

また、この罪に関して、性的画像のコピーを没収したり、検察官が保管している押収物に記録された性

的姿態の画像等を消去・廃棄できるようになりました。今までは法律がなく、加害者が性的画像等の所有権を有しているため、警察や検察が加害者の承諾を取らなければ没収したり消去したりできず、それを拒む加害者とのやり取りに多大な労力と時間が費やされていました。また、このような不安定な状態が続くと、被害者は「いつか画像が世界中に拡散してしまうのではないか」という恐怖に怯え続けることとなります。コピーの没収や性的画像の消去・廃棄が出来るようになったことは、盗撮自体の取り締まりと同等かそれ以上に重要なことと言えます。

3 法改正による司法の現場の変化について

(1) 警察の捜査が積極的に

不同意性交等罪や不同意わいせつ罪は、国民に分かりやすい条文になった影響かと思われますが、相談件数は明らかに増えています。また、これまで性犯罪は、被害者が警察に被害申告すること自体が高い壁になっており、「単なる男女トラブル」「不倫」などと言われて被害届を受理してもらえなかった、といった苦情も少なくありませんでしたが、近年、警察庁は「明白な虚偽又は著しく合理性を欠く場合」以外は、「被害届を即時受理」するよう各都道府県警に対する指導を徹底しており、以前のような「門前払い」はほぼなくなったと言えます。

その相乗効果とも言えると思いますが、警察は性犯罪について積極的に被害届を受理し、被害者の話によく耳を傾けるようになったと感じます。警察庁の統計でも、不同意性交等罪でいうと、改正前の令和4（2022）年の認知件数は1,655件だったのが、令和5（2023）年には2,711件、不同意わいせつ罪は、改正前の令和4（2022）年の認知件数は4,708件だったのが、令和5（2023）年には6,096件と大幅に増えています。改正法が施行されたのは令和5年7月ですから、5か月余りで前年1年間の数を大幅に上回っていることとなります。令和6（2024）年以降はもっと増えていることが予測されます。

また、盗撮の捜査は、撮影された画像や動画の数が膨大だったり、消去された画像を復元したり、被害者を特定したりするのにかなりの労力を費やす必要があるのですが、条例の刑が軽いため、起訴猶予や略式起訴による罰金等で済まされることがほとんどでした。そのため、「しょせん条例だから」ということでやる気をそがれていたという面があり、盗撮被害が軽視される原因にもなっていました。しかし、性的姿態撮影罪が出来たことで警察の盗撮被害に対する取り組み方にはかなりの熱意がみられるように感じています。

(2) 検察官の思い切った起訴が増えた

これまで検察は、性犯罪の起訴には消極的でした。通常、性行為は密室で行われるため客観証拠がないことが多く、特に顔見知りの場合は「反抗を著しく困難にする暴行・脅迫がなかった」「合意と勘違いしたことはやむを得ない」などの理由で無罪になってしまう可能性があるということで、数多くの事件が不起訴処分になっていたのです。

当初は、条文が大幅に変更になった不同意性交等罪や不同意わいせつ罪について、「あまりにも条文が変わりすぎて公訴事実をどう書いていいのかわからない」といった戸惑いの声も聞かれましたが、徐々に「せっかく刑法が新しくなったのだからやってみよう」という雰囲気になってきたと聞いています。私自身も、これまではほぼ立件されなかった「経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力による不利益の憂慮」（8号）に乗じた性交等の起訴が増えてきたことは実感しています。

(3) 裁判所の判断は今後を注視

裁判所も概ね改正法の趣旨に沿った判断をしているように思います。ただし、改正前の事件がまだ多いことから、令和5（2023）年改正によって裁判所がどれほど変わったのか、ということはハッキリと言えません。

ひとつ疑問に感じているのは、せっかく性的姿態撮影罪が創設されて罪が格段に重くなったのに、思ったよりも求刑も量刑も変わらないことです。画像が決め手の犯罪ですので、撮影時期が分からずに条例になってしまっているものもまだかなりありそうなので、今後を注視していきたいと思います。

4 被害者支援の変化等

法改正により、事件相談が増えたことは間違いありません。しかし、相談が増えても支援者が増えたわけではないので、一人一人の負担が増えているように思います。今後は支援者を増やすこと、支援者への研修等を充実させること、被害者支援をする弁護士や医師、心理職の充実が不可欠です。現在は半ばボランティア的に個人の熱意や善意に頼っている面がありますが、被害者支援はとて価値の高い専門性のある仕事ですから、仕事としての価値を高めていく必要があります。

5 今後の課題

(1) 法律上の課題

令和5（2023）年改正刑事法にもまだ様々な課題があります。

ア、性的同意年齢の「5歳差要件」について

5歳差要件というのは、相手が13歳以上16歳未満の子どもの場合、行為者が5歳以上年長でなければ行為者が無条件に処罰されない、という規定です。例えば15歳と16歳の恋愛もあり得

るところ、それについて処罰対象になるのはおかしいとか、13歳以上16歳未満の子どもに対しては、5歳以上年長であれば明らかに対等性に欠けるといえるだろうということで定められた要件です。そうすると、13歳と17歳、14歳と18歳、15歳と19歳の場合、性的同意年齢が適用されないので、一般的な不同意性交等罪の規定により判断されることとなります。つまり、同意の有無や誤信が問題になりうる、ということです。

しかし、この規定は実態に合っているのでしょうか。14歳は中学生ですが、18歳は成人ですから単独で家を借りたりローンを組んだりすることも可能です。社会人として稼いでいる人もたくさんいるでしょう。この5歳差要件は、性的同意年齢の引上げ自体に反対する人もいたため、原則を16歳に引き上げるためにやむなく導入された経緯があります。今後、年齢差を3歳にする、年齢差要件を撤廃する等の改正が必要だと思えます。

イ、公訴時効の期間について

公訴時効については、やはり5年延長では短い、という意見が根強いです。DNAや動画等の客観証拠がある場合、何年経っても捜査は可能ですから、一定要件のもとで撤廃することは検討すべきです。年月が経れば忘れる、傷が癒えるというのは被害に遭ったことのない幸せな第三者の想像であり、性被害についてそれが当てはまることはありません。

不同意性交等罪の被害に遭った人の公訴時効は15年です。被害に遭ったのが18歳未満であれば33歳、18歳以上だと被害時の年齢に15年を加算した年齢です。被害者の大半が若い人ですから、実態に合った公訴時効期間についてさらに研究や検討が必要です。

ウ、司法面接のあり方

被害者の証人尋問の主尋問に代えて録音・録画が採用されるには、充実した司法面接が不可欠です。司法面接は、検察官や警察、児童相談所の職員、心理職らが協力して行っていますが、誘導や暗示により供述者の供述が変容しないよう、しっかりと研修を受けて高いスキルを身に付ける必要があります。司法面接的手法による聴取が必要な場面は確実に増えると思われませんが、現在、適切な司法面接を実施できる人が十分に確保されているとは言えない状況です。全国的にどの地域であっても人員がきちんと確保されるよう、個人への研修や体制作り等が急務です。

エ、アスリート盗撮等の問題

性的姿態撮影罪が出来ましたが、いわゆるアスリート盗撮と言われる撮影についてはこの罪の対象外です。一人一台スマホを所持している時代

になり、同意のない撮影は簡単になりました。加害者も被害者も未成年である盗撮も増えています。同意を得ない撮影によって被害者がどれほど傷つくのか、幼少期からの徹底した教育が必要であると同時に、性的姿態撮影罪の処罰範囲についても検討が必要だと思います。

また、盗撮は重大な被害であるにもかかわらず、被害者参加事件の対象外となっています。被害者にとって、被害者参加できるかどうかは被害回復に多大な影響をもたらしますので、被害者参加事件にするよう刑事訴訟法の改正が必要です。

(2) 法律の限界について

法律が変わっても、司法に携わる人や国民の意識が変わらなければ、性犯罪は減ることがありません。

まず、一番敏感であるべき司法の場にも、残念ながら鈍感な人たちはいます。改正法について明らかに勉強不足だったり、被害者に対する丁寧な事情聴

取を面倒くさがる警察官、検察官はいます。弁護士は、刑事事件に熱心に取り組んでいる人以外は、改正法の内容自体を知らないのではないのでしょうか。

その状況で、国民の意識が変わる、というのは難しいように思います。今でも圧倒的に多いのは「無関心層」です。どうすれば関心を持ってもらえるのか、効果的な方法は思いつきません。国の啓発や報道、諦めずに地道な支援活動を続けていくしかないのではないのでしょうか。

6 終わりに

法改正で性被害の実態ようやく追いついてきました。しかし、課題も多く道半ばです。改正法を精一杯駆使しながらもこの法律に満足することなく、さらに改善を目指し、今後も法的な問題や現場の課題に向き合っていくことが重要です。

以上

● 全国被害者支援ネットワーク定時社員総会が開催されました

2025年6月10日(火)に公益社団法人全国被害者支援ネットワーク定時社員総会を開催しました。総社員数48名のうち、43名が参加。警察庁犯罪被害者等施策推進課に陪席をいただきました。

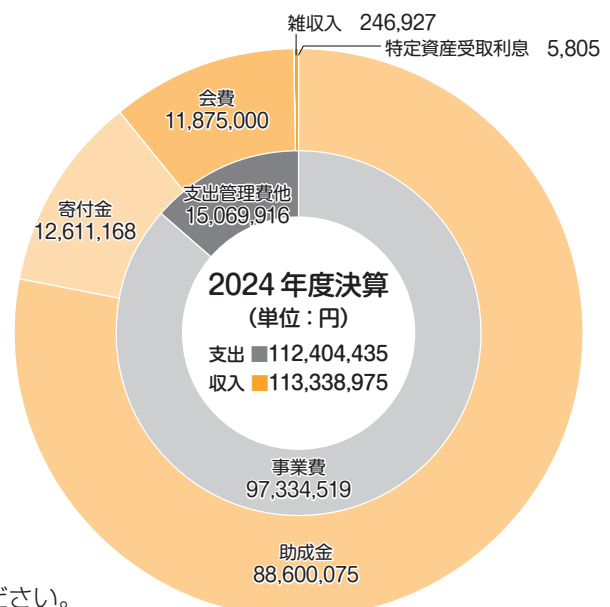
<審議事項>

- 第1号議案 役員の選任について
- 第2号議案 令和6年度事業報告(案)・決算(案)について
- 第3号議案 定款の一部改訂
 - ・認定法第5条の条項の移動及び公益認定等委員会の指導に伴う改訂

<報告事項>

- (1)令和7年度事業計画及び収支予算について
- (2)令和7年度資金調達及び設備投資の見込みについて
- (3)第5次犯罪被害者等基本計画の策定状況について
- (4)「地方における途切れない支援の提供体制の強化」に関する調査結果
- (5)海外調査事業の進捗状況について
- (6)ネットワーク10年ビジョンの振り返り
- (7)相談記録管理業務システムの検討状況について
- (8)「外国人被害者支援のための基礎知識」Zoom研修会の開催
- (9)犯罪被害者等電話サポートセンターの活動状況について
- (10)全国犯罪被害者支援フォーラム2025及び秋期全国研修会の開催について

2025年度役員については、11ページの役員表をご覧ください。



平井紀夫特別顧問を偲んで



全国犯罪被害者支援フォーラム2017で
開会挨拶を述べる(2017年10月)

平井紀夫特別顧問が2025年7月に逝去されました。
ここに生前のご功績を偲び、親交が深かった椎橋隆幸理事長、
三輪佳久副理事長、楠本節子 NNVS 認定コーディネーターが
追悼文を寄せました。

◆平井紀夫特別顧問のご功績

- 2004年 4月 京都大学総長特別顧問に就任
京都犯罪被害者支援センター副理事長に就任
- 2006年 4月 内閣府犯罪被害者等基本計画検討会経済的支援に関する検討会構成員
に就任
- 2008年 9月 特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク理事に就任
- 2010年 6月 特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク副理事長に就任
- 2012年 5月 特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク理事長に就任
- 2016年 11月 公益社団法人全国被害者支援ネットワーク理事長に就任
- 2020年 6月 公益社団法人全国被害者支援ネットワーク理事長を辞任
公益社団法人全国被害者支援ネットワーク特別顧問就任

平井紀夫特別顧問におかれましては、日本の犯罪被害者等支援活動の発展、充実に大きく
寄与されました。ご尽力に深く御礼申し上げるとともに、謹んでお悔やみ申し上げます。

平井紀夫特別顧問を偲んで

公益社団法人全国被害者支援ネットワーク

理事長 椎橋 隆幸

平井紀夫特別顧問(被害者支援ネットワーク前理事長)が7月3日に逝去されました。享年84歳。平井特別顧問とはその2、3週間前に電話で会話をすることがあり、ご体調が悪いことなど微塵も感じさせない穏やかなご様子であったので、訃報に接したときは痛恨の極みでした。心よりお悔やみ申し上げます。

さて、平井特別顧問は全国被害者支援ネットワークの創設者である山上皓元理事長の被害者と被害者支援への深く強い思いを受け継いで2012年5月にネットワークの理事長に就任されました。平井前理事長は、組織が継続的に充実・発展していくためには、明確なビジョン及びビジョンを実現するための達成可能な中期・短期の計画が確定されなければならないとの考えの下、長期の10年ビジョンを明示し、また、中期の第2期3年計画から第4期3年計画の実現に精力的に取り組んでこられました(もちろん各単年度の達成状況を慎重に確認しながら)。10年ビジョンが謳う、被害者が全国の①どこにいても、②いつでも、③被害者の声に応えられる活

動の実現に向けてネットワークの組織的な改革に注力されました。①どこにいても、は2015年に全都道府県の被害者支援センターが公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」に指定され、全国的な犯罪被害者支援の枠組みが出来ました。②いつでも、は2018年4月に「犯罪被害者等電話サポートセンター」が開設され、各センターとの連携の下、いつでも求める支援が受けられる態勢が整いました。この電話サポートセンターの開設式の時の平井前理事長の嬉しそうな顔を忘れることが出来ません。

これまで平井前理事長の功績の一部を紹介しましたが、平井前理事長の業績はこれ以外にも沢山あります。組織的、継続的な人材育成、相談員・支援員の質の向上、表彰制度の創設、広報啓発活動の展開、ネットワークの組織運営の改革等々です。この様な多大の業績を残せたのは平井前理事長の被害者等への深く強い思いを基本に、企業経営者としての冷静かつ果敢な決定が出来る能力をお持ちだったからと拝察いたします。

理事長を退任され、特別顧問に就任されてからも絶大な支持を受けて各地で講演をされていると伺っていました。まだまだご教示いただきたかったことが沢山ありました。本当に惜しい人を亡くしました。ただただご冥福をお祈り申し上げます。

平井前理事長の想いに寄せて

公益社団法人全国被害者支援ネットワーク

副理事長 三輪 佳久

「特別顧問の平井紀夫さまが2025年7月3日午前7時20分にご逝去されました。」このメールを受け取り、すぐに浮かんだのは、2012年から2019年まで理事長であった期間の優しく温かな平井さんの姿でした。

当時広報組織部会の責任者であった小生の色々な提案、乱暴なものもありましたが、それらに対しても平井さんには常に真摯に対応して頂きました。ネットワークの山上皓先生の創世期を引き継ぎ、さらに充実、発展した今日のネットワークの48支援センターをまとめた土台作りと将来を見据えた設計については、平井さんだけが成し得た業績でした。そのような過程でも、平井さんは常に丁寧な説明と対話を中心に行ない、強引と思われする方法はとらなかったのです。

小生と平井さんとの6月上旬の最後の遣り取りからも、一途に犯罪被害者支援に取り組んでいた理事長時

代の平井さんそのものでありました。小生から平井さんへの感謝の手紙で「山上先生のとを継いだ平井様には、私自身もセンターも種々指導して頂きまして、大変お世話になりました。」に対して、平井様から「……『被害者第一主義』の至言をお送りいただき、改めて思いを新たにしています。先生と共に歩ませていただいた日々が鮮明に思い出されます。……」との過分な手紙を頂きました。さらに6月下旬には、小生に対する電話で「京都のセンターの〇〇理事が民間出身なので、犯罪被害支援の考え方を理解させたい。あなたの手紙を見せて「被害者第一主義」の精神を学ばせたいがよいだろうか」という終生犯罪被害者支援に取り組んできた平井さんの、私に対する最後の提案でした。

平井先生 先生と共に歩んできた7年間の月日を顧みますと、犯罪被害者支援活動への顕著な功績を上げられた先生に深く感謝いたします。ありがとうございました。

安らかにお眠りください。

合掌

平井紀夫前理事長を偲んで

NNVS 認定コーディネーター

大阪被害者支援アドボカシーセンター

楠本 節子

平井前理事長のご逝去の報に接し、NNVS 認定コーディネーター一同、今でも信じられない思いで深い悲しみに包まれております。

私自身親しくお話をさせて頂くようになったのは、2012年にネットワーク理事長をお引き受けになられたからのこと。この年から始まった NNVS 認定コーディネーター制度の1期生として、何から始めたらよいかと戸惑っていた私たちに進むべき指針を示し、長年に亘り励まし続けて下さいました。現在では全国6ブロックに14名の仲間が増え、人材育成のための研修を担当しております。

個人的には2013年～2016年の4年間に亘ってマネジメントアドバイザーとして、多くの支援センターを訪問し、問題解決のご相談に乗り、様々な課題へのアドバイスをを行うという貴重な経験をさせて頂きました。平井様は大事な依頼は他人任せになさらず、いつも直接のお電話で、「楠本さん、実はお願いがあったの電話です……」

という柔らかい口調の中にも、これはお引き受けせざるを得ないのではと思わせる語りかけでした。大企業で沢山の人材を育て束ねていらっしやったお立場からにじみ出るもの。一直接お会いした際も、穏やかで柔らかい微笑を湛えていらっしやしながらも毅然として伝えるべきことは伝えられる。そうしたアプローチの在り様は私たちが人材育成を行っていく上で、人を説得し、そして、お願いすることはかくあるべし、と学ばせて頂くことばかりでした。

またここ2年に亘って、秋期全国研修会の分科会「外国人被害者支援の実際と課題」の中で、犯罪被害者ご遺族の一人としてご自身が体験されたお立場を踏まえ、外国で大切なご家族を亡くされた悲しみはもちろんのこと、様々な手続き等でご苦労されたことなどをお話し下さいました。その上で、日本で被害にあわれる外国人のための通訳者の育成の必要性についても言及なさって下さいました。お辛いご体験をお話し下さいましたこと、心より感謝申し上げます。

想い出は尽きませんが、在りし日の平井様のお人柄に思いを馳せるとともに、生前のご厚誼に感謝して、被害者支援に懸けられた想いを継承して参りたいと思います。

心よりご冥福をお祈り申し上げます。

特集

交通犯罪被害者の支援について

公益社団法人京都犯罪被害者支援センター副理事長
法学者 ● 川本 哲郎 氏



1. 交通犯罪の処罰

「自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者」は、2001年に危険運転致死傷罪が創設されるまでは、刑法211条の業務上過失致死傷罪によって処罰されていました。法定刑（懲役・禁錮）の上限は5年です。危険運転致死傷罪は、悪質無謀な運転によるもので、故意犯の殺人・傷害に近いような事例に対処するために設けられました。法定刑の上限も15年とされ、現在では20年となっています。また、悪質無謀な運転自体は、道路交通法違反として処罰されます。飲酒運転については、酒気帯び運転が「2年以下の懲役又は5万円以下の罰金」とされた1970年以降、2001年と2007年に法定刑の上限が引き上げられて、現在は、酒気帯び運転（身体に保有するアルコールの程度は、血液1mlにつき0.3mg又は呼気1リットルにつき0.15mg）が3年以下の懲役又は50万円以下の罰金、酒酔い運転（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態）は5年以下の懲役又は100万円以下の罰金で処罰されることになっています。これによって、飲酒運転の取締件数は減少し、それに伴って、交通事故死少数の数も大幅に減少しました。なお、自転車については、2024年の道路交通法改正によって、罰則の強化が図られ、交通反則金制度も2026年に導入されることになっていますが、致死傷については、刑法211条の重過失致死傷罪によって処断されます。

2001年に危険運転致死傷罪が創設されたときには、「危険な運転により…」という規定にすると、危険運転致死傷罪によって処罰される人が多くなりすぎることを回避するために、一定の工夫が凝らされました。これは、刑事法の「謙抑主義」という考えに基づくものです。刑罰を科すということは厳しい処分なので、他の手段で代替できるときは、それを優先し、刑罰を最後の手段として用いるという原理です。これに基づいて、危険運転致死傷罪は、悪質無謀な行為のうちの一部に限定されることになり、2001年の制定当初は、①飲酒運転、②スピード違反、③未熟運転、④迷惑運転、⑤赤信号無視の5類型が設けられていました。さらに、これに加えて、①には「正常な運転が困難な状態」、②は「進行を制御することが困難な高速度」、④では、「著しく接近し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度」、⑤は、「信号を殊

更に無視し」というような条件が設けられました。刑事裁判では、「合理的な疑いを超えて」被告人の犯罪事実を証明しないかぎり、無罪となるのが原則とされています。つまり、②で言うと、被告人の車両が制限速度を超えて道路を走行し、さらに、「進行を制御することが困難」であったことを警察・検察は証明する必要がありますということです。また、警察が捜査し、検察官に送り、起訴された場合は、日本では、99%が有罪となっています。そうすると、警察と検察は、かなりの負担を課せられているので、慎重な態度をとることになります。実際に、2023年に危険運転致死傷・過失運転致死傷等で検挙された人員は約30万人ですが、そのうち、自動車運転過失致死傷が29万人近くを占めており、自動車運転死傷行為処罰法の危険運転致死傷などの他の犯罪の検挙人員の総数は1,992人（0.6%）に過ぎないのです（令和6年版犯罪白書174頁）。

また、危険運転致死傷罪については、2001年の制定以降、数回に亘って改正が行われています。2007年には、それまで対象が「四輪以上の自動車」とされていたのが、「四輪以上」が削除され、二輪車にも適用されることになりました。加えて、自動車運転過失致死傷罪が設けられて、法定刑の上限が懲役7年とされました。さらに、2013年には、病気の影響によるものやアルコール等影響発覚免脱、無免許運転による加重などを追加して、刑法に規定されていた危険運転致死傷罪は、自動車運転死傷行為処罰法に規定されることになりました。そして、2020年には、あおり運転に関する類型が追加されました。その後、後に検討する、制限速度を大幅に超過する速度違反の際の「進行を制御することが困難な高速度」や飲酒運転の判定が問題となり、2024年に、法務省の罰則有識者検討会の報告書が公表され、①飲酒運転とスピード違反の基準値の設定、②ながらスマホとドリフト走行、③中間処罰規定の創設などが取り上げられました。それを受けて、2025年に法制審議会において、自動車運転死傷行為処罰法改正の検討が開始されているのが現状です。そして、以上のような法制定の経緯と法運用の実態を見て判明するのは、交通犯罪の処罰規定の複雑さであり、被害者支援の立場から言うと、交通法規を被害者の方に説明する際に、かなりの労力を有するという事です。

2. 危険運転致死傷罪規定の解釈の問題

これが問題となったのは、飲酒運転については、2021年に千葉県八街市で起きた飲酒運転による致死傷事件です。トラックの運転手が高速道路のパーキングエリアにおいて午後3時頃に飲酒し、八街市内で仮睡状態に陥り、下校中の小学生の列に突っ込み、5人が死傷したという痛ましい事件でした。運転手のアルコールが、上に述べた道路交通法の基準値を僅かしか超えていなかったことが問題になったので、筆者は新聞の取材を受けて、「悪質や無謀な運転による人身事故の場合は、判断基準として一定の速度や飲酒量を設定すべきだ」と述べました（朝日新聞千葉版2021年7月28日）。この事件については、危険運転致死傷罪の成立が認められて、懲役14年が言い渡されています（千葉地判令和4年3月25日）。

いまひとつは、速度違反に係る複数の事件です。2020年に三重県津市で、時速140kmを超える速度で運転していた乗用車が、道路わきの施設から出てきたタクシーに衝突し、タクシー運転手と乗客3人が死亡し、乗客1人が重傷を負ったという事件が発生しました。この事件について、津地裁は、「(危険運転致死傷罪の)故意があったと認定するには、合理的な疑いが残る」として、自動車運転過失致死傷罪により7年の懲役刑を言い渡しました（津地判令和2年6月16日）。控訴審も、「自車の進行を制御できなかった事実は証明されていない」として、控訴を棄却しました（名古屋高判令和3年2月12日）。次に、酒気帯び運転でパトカーから追跡を受けて逃走中に、時速100kmを超える速度で住宅街に侵入し、2人に死傷を負わせた事案においても、福井地裁は、「進行を制御することが困難な高速度」と認定するには「合理的な疑いが残る」として、過失運転致死傷罪を適用し、懲役5年6月を言い渡しました（福井地判令和3年9月21日）。また、大分市において、法定速度60kmの県道を時速194kmで走行し、右折車に衝突、運転者を死亡させるという事件が発生しました。検察は当初、事故直前まで進路を逸脱したりしていないので、危険運転致死傷罪には当たらないとしていたのですが、被害者遺族の署名活動を受けて、訴因を変更しました。そして、大分地裁は、以下のように述べて、危険運転致死傷罪の成立を認め、懲役8年の判決を言い渡しました。つまり、「進行を制御することが困難な高速度とは、速度が速すぎるため、道路の状況に応じて進行することが困難な状態で自車を走行させることを意味し、…ハンドルやブレーキの操作のわずかなミスによって自車を進路から逸脱させて事故を発生させる実質的な危険性があると認められる速度で自車を走行させる行為」としたのです。

これらの事件についても、筆者はマスコミの取材に依り、津市の事件について、「一般の人が悪質で危険と

考えるような運転に(危険運転致死傷罪を)適用できるように要件を緩めたり、過失が大きいケースには刑を重くしたりするなど、法改正の議論が必要」である（朝日新聞2021年2月10日）とし、また、「故意と過失の中間にあたる無謀な運転による『自動車運転重過失致死傷罪』の創設を提案」（中日新聞2021年3月4日）しました。大分市の事件については、「真っすぐ走っていたから運転を制御できていたと考えるのはおかしい。このスピードでは、(衝突の危険が発生したときに)大抵の対向車や歩行者をよけられない。法定速度を30～40キロも超えるなら原則として(危険運転致死傷罪)に該当すると考えていい」と発言（大分合同新聞2022年11月6日、2023年1月1日）していたので、大分地裁のような判断には賛成ですが、問題は、裁判官や検察官、警察官の間で、危険運転致死傷罪の条文の解釈についての見解が細かく分かれていることです。このような状況に遭遇する被害者・被害者遺族の方などは、理解に苦しまれていると推察します。

そうすると、そもそも、このように解釈が分かれる原因は、法規定に問題があるのではないかという考えが出てくるのは当然であり、筆者も、上記のように法改正を提案しているわけです。新聞各紙の社説も、「危険運転の要件 法と常識の乖離解消を」（産経新聞2024年12月5日）、「危険運転の処罰 社会常識 反映する法に」（朝日新聞2024年11月18日）、「車の危険運転 遺族の訴えを生かせる改正に」（読売新聞2024年11月22日）としているところです。では、どのような法改正が妥当なのか。それを以下で検討します。

3. 今回の法改正について

危険運転致死傷罪創設の目的は、故意で「悪質・無謀な危険運転」による致死傷事件を起こした犯人を適正に処罰することにあつたのです。先に紹介した三重県津市と大分市の事例は、いずれも国道で指定された最高速度を大きく上回って走行したものです。危険運転致死傷罪制定のときには、「制御困難な高速度」について議論が行われ、立法担当者からの解説も「立法者意思」として、判例において参照されているのですが、国道を時速150kmで走行するような事例は、当時の議論では念頭に置かれていなかったのは明らかでしょう。また、道路交通法では、超過速度が30キロメートル毎時以上の最高速度遵守義務違反は、反社会性又は危険性が高いものとして、交通反則金の対象から除外され、直ちに刑罰が科されることになっています。立法当時の議論は、超過速度30km以下の事例を想定していたと考えるのが妥当であり、このような2事例では、参考にすべきではないと思われます。

その点で、飲酒運転と高速度に客観的な基準を設けることに賛成ではあるのですが、それは、故意で「悪質・無謀な危険運転」を強く推測させる根拠となるにすぎ

ないものですから、絶対的な基準とするべきではありません。それを下回る場合は、本罪が成立しないということにならないような建て付け（構成）が必要だと思います。つまり、「原則として」という文言を入れるべきであり、そうであれば、法改正というよりも施行規則などの改正とすべきでしょう。

なお、道路交通規制の全般については、被害者から見ると、第1に、道路交通法と自動車運転死傷行為処罰法に分かれていることが、非常にわかりにくいので、将来は、イギリスのように、道路交通法に一元化すべきです。第2に、類型の増加や基準の客観化のような修正には限界があることが明確になってきたので、ここでも、イギリスのように、「危険運転」の定義を「通常の運転から著しく逸脱した」などと規定するほうが賢明であると思われる。

第3に、現在のような危険運転致死傷行為に関する法規定と運用・法解釈が被害者に二次被害をもたらしていることにも思いをいたすべきです。たとえば、今回の法改正の議論の発端となった三重県津市の暴走事件の高裁判決を見てみましょう。事件は、道路脇の駐車場から、3車線の道路を横断して右折しようとしていたタクシーが、右方向から加害車両が146kmの速度で進行してきたときに、ブレーキを踏み、事件が発生しました。これについて、判決では、事故状況について、「被害車両が被告人の予想と異なり、第2車線にとどまっていたこともあいまって、同車線上で衝突したものである」とか、被告人の車が「進行しようとした進路から逸脱していない」ことを示す際に、「被害車両が第2車線にとどまっていたために衝突するに至ったものであり、…『進行しようとした進路から大きく逸脱した』から衝突したのではない」と述べられています。また、民事の判決においても、タクシーの運転手の過失が認められています。学界では、このことに触れたものは見当たらないようですが、筆者は、このような判断に疑問を持っています。というのは、このタクシー運転手のような行動は、危険な事態に直面したときに、行動学や心理学で認められている「Fight（戦う）、Flight（逃げる）、Freeze（固まる）」理論のFreeze（固まる＝身動きを止める、すくむ）に当て嵌まるものであり、急性ストレス反応のひとつとして、取り上げられています。この場合は、決して、「被害者の落ち度」などではなく、普通に見られる自然的な反応であると考えられるのです。悪いのは、猛スピードで走行してきた加害者であり、被害者であるタクシー運転手の過失は認められるべきではなかったと考えています。このような理解が正しいとすると、タクシーの運転手の落ち度を認めた判決は、結果として、二次被害を引き起こしているといえるのではないのでしょうか。さらに、二次被害に関しては、これまでにも、損害賠償を得られることに起因する近隣・親戚からの中傷や、医療関係者や学校教員の

不適切な発言も問題とされてきました。最近では、SNSによる誹謗中傷の問題も深刻になっているので、それに対する支援も必要になっています。

4. 今後の課題

上記のような交通犯罪の規定や解釈の複雑さに対して、被害者支援として取り組むべき課題を挙げると、第1に、研修等で問題状況を正確に把握することが求められます。詳細な説明は法律の専門家に委ねるしかないのですが、被害者に寄り添う際に、交通犯罪の理解が難しいことを指摘する必要があると思います。第2に、被害者の困惑や不満は、交通犯罪の法規定が上記のような変遷を辿っていることから生じているものであり、処罰の不平等という事態に対する対処が必要です。たとえば、スマホなどの視聴をしながら運転することに対しては、道路交通法では対応の改善が図られてきたのですが、危険運転致死傷罪の対象とはなっていません。飲酒や高速度と同様の、故意で「悪質・無謀な危険運転」であるにもかかわらず、このような対応になっていることについて、被害者等から不満が表明されるのは当然です。支援に当たっても、このことへの理解は不可欠であると思います。第3に、交通事件による被害者の死亡と同時に、重傷害に対する救済も忘れられてはなりません。高次脳機能障害等の被害者支援の一層の向上が促進されるべきでしょう。第4に、あおり運転などを見れば、運転者の運転適性についての研究の進展も望まれるところであり、このことについても、支援側の理解が要求されると思います。最後に、二次被害は、SNSによるものを初めとして、被害者にとって耐えがたい負担を強いています。これを少しでも軽減する方策を考えていくべきでしょう。

ともかく、被害者等や国民に不当であると思われるような法の制定と運用を目指して、さらに努力を続けるべきであるということに疑いはありません。

* 2025年6月から、従来の懲役刑と禁錮刑は一本化され、拘禁刑になっています。



❁❁ 椎橋隆幸理事長が瑞宝中綬章を受章 ❁❁



この度の叙勲について、基本的には自分が好きな研究・教育の成果が社会的に評価されたことで、これ以上のよろこびはないと受け止めています。

教えることが好きで、大学で教職についてから定年まで45年間授業と研究を行ってきましたが、教え子が立派に成長していく姿を見ることは大きなよろこびです。

また、自身の研究分野において、おかげさまで一定の評価を得たともいえますが、まだまだ道半ばで、今後は

やり残した研究をマイペースで続けていきたいと考えています。

被害者学については、30数年前に執筆する機会があり研究を始めました。いつのまにか多くの年月が経過し、現在は自身にとって一番の中心的な研究課題となっています。

被害者支援に携わる中で、多くの方々と様々な交流の機会をいただき、新しい世界が広がっていき、そこから生まれた功績を、認めていただいたと思っております。

この場を借りて、皆さまに心からの感謝を申し上げます。ありがとうございました。

❁❁ 三輪佳久副理事長が旭日双光章を受章 ❁❁



私はみやぎ被害者支援センターの理事長を拝命しており、私個人での受章ではなく、センターでいただいたものと感じております。

私とセンターとのつながりはセンター設立時から長く続いているもので、設立の際、犯罪被害者支援のパイオニアであり、かつ中心であった山上皓先生が主催していた全国被害者支援ネットワークにセンターが加入しました。山上先生から「被害者支援」につ

いて教えていただき、また議論を交わす機会が多くありました。教えていただいた『被害者支援はご遺族と被害者ご本人の想いにある』という「被害者第一主義」は、センターでの活動の原点でもあります。この点が国に認められ、これまでネットワークと共に歩んできたセンターの活動が、犯罪被害者支援活動において顕著な功績を上げたと評価されたものと考えております。

伝達式では、被害者支援分野の受章者が私一人であったにも関わらず、お言葉で取り上げていただき、これは警察庁のご尽力であると思っております。

関係者の皆さまに改めて感謝を申し上げたいと思います。

2025年度(令和7年度)全国被害者支援ネットワーク 役員表

理事長

椎橋 隆幸 中央大学名誉教授

副理事長

三輪 佳久 (公)みやぎ被害者支援センター理事長

熊谷 明彦 あぼろ法律事務所

専務理事

奥山 栄一 (公)全国被害者支援ネットワーク

理事

飛鳥井 望 (公)被害者支援都民センター理事長

磯部 文雄 (特非)福祉未来研究所代表

稲葉 省三 (公)被害者支援センターえひめ専務理事

大澤 文男 (公)いわて被害者支援センター専務理事

関根 剛 (公)大分被害者支援センター副理事長

辻本 健二 (公財)関西生産性本部特別顧問

中曽根えり子 (公)にいがた被害者支援センター理事

一杉 正仁 (公)おうみ犯罪被害者支援センター副理事長

三森美津広 (認N)静岡犯罪被害者支援センター専務理事

和氣みち子 犯罪被害者等施策推進会議委員

監事

川本 哲郎 (公)京都犯罪被害者支援センター副理事長

北村 浩志 新橋税理士合同事務所代表税理士

顧問

大久保恵美子 (公)被害者支援都民センター理事

黒澤 正和 (株)国際危機管理機構会長

富田 信穂 常磐大学名誉教授

堀河 昌子 (認N)大阪被害者支援アドボカシーセンター顧問

安田 貴彦 日本生命保険相互会社顧問

特集

2024 年度活動状況集計

全国被害者支援ネットワークの加盟団体である、各地の犯罪被害者支援センターは（計48団体）、犯罪被害者ご本人、ご家族、ご遺族、ごきょうだい、関係者等（以下犯罪被害者等という）に対し、無料で支援を提供しています。

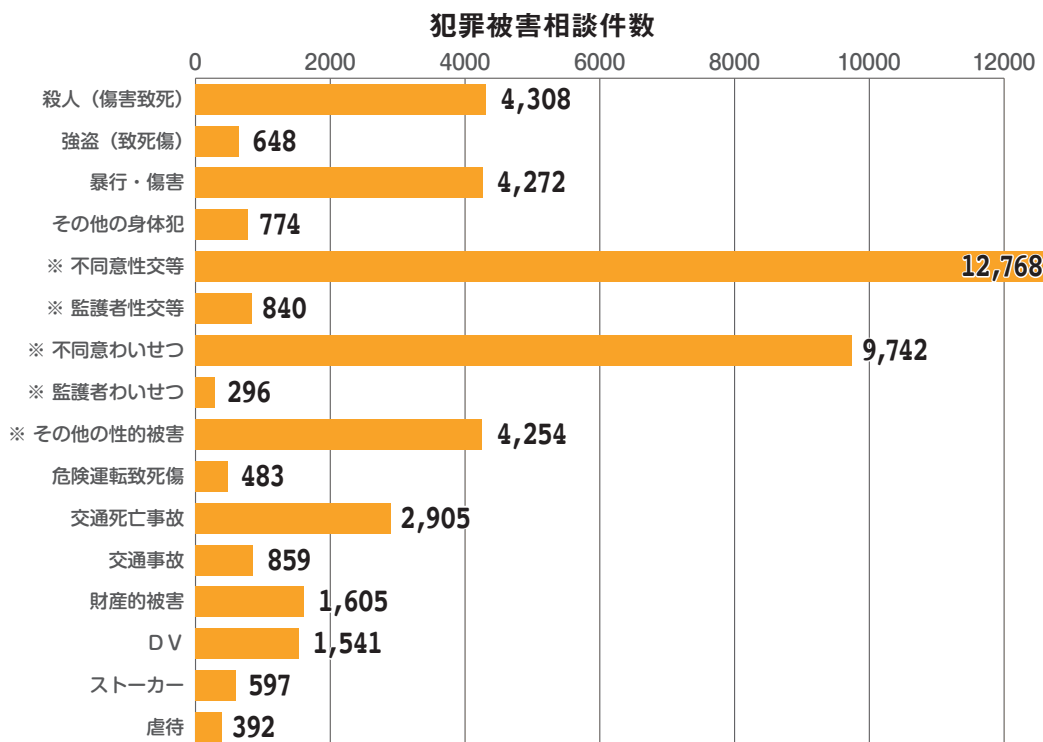
センターは犯罪被害者等の方からの相談への対応、直接的支援、自助グループへの援助、広報啓発活動、犯罪被害者等給付金の申請補助などの活動を行っています。

（注）性暴力被害者支援ワンストップセンターの件数も含めて計上されています。

1 犯罪被害相談件数

48センターが、2024年4月から2025年3月までに取り扱った相談総数は53,256件。うち、犯罪被害に関わる相談が46,284件（86.9%）、犯罪には該当しないが相談電話で扱った相談が6,972件（13.1%）。犯罪に該当しない相談（以下「その他」という。）としては、近親者の死別や自殺に関する相談、犯罪被害に関する一般的な問い合わせなどが含まれます。

最も多い相談は性犯罪被害（グラフ中「※」）27,900件で、犯罪被害相談件数の60.3%。性犯罪被害の中では、不同意性交等の相談件数が最も多く12,768件（27.6%）、次いで不同意わいせつ9,742件（21.1%）、その他の性的被害は4,254件（9.2%）。身体犯の被害は10,002件で、犯罪被害相談件数の21.6%。身体犯の中では、殺人（傷害致死）の相談件数が最も多く4,308件（9.3%）であり、暴行・傷害4,272件（9.2%）、強盗（致死傷）648件（1.4%）、その他の身体犯774件（1.7%）でした。交通事故犯は、危険運転致死傷、交通死亡事故、交通事故の計4,247件で、犯罪被害相談件数の9.2%を占めています。財産的被害は3.5%、DV被害は3.3%、ストーカーは1.3%、虐待は0.8%でした。

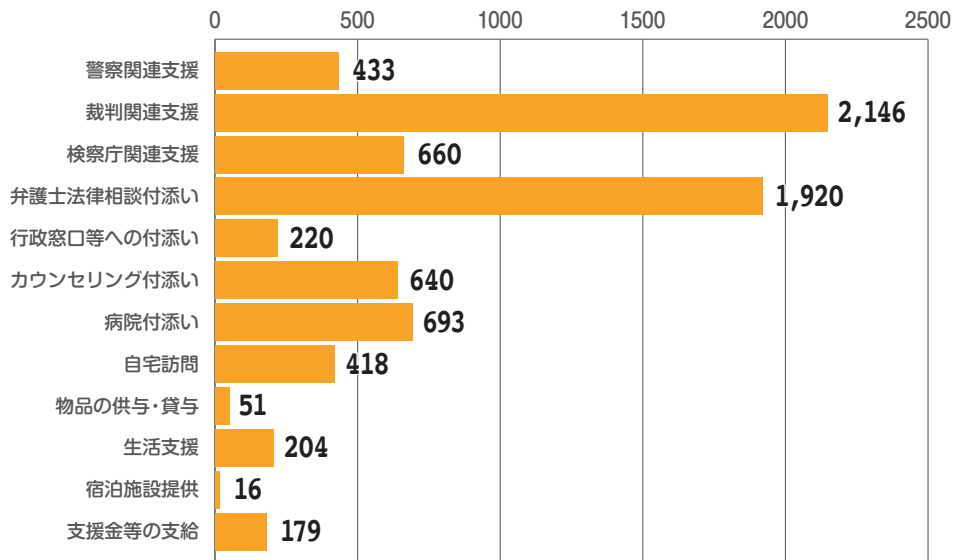


2 直接的支援件数

48センターが、2024年4月から2025年3月までに被害者等からの相談や警察からの情報提供によって行った直接的支援は、9,810件（犯罪被害以外の支援を除く）。

「その他」2,230件を除いた7,580件については、被害者参加裁判への相談員による付添い、裁判傍聴への付添い、被害者に代わって裁判の記録をとる代理傍聴など裁判関連の支援が最も多く、2,146件（28.3%）、次いで弁護士法律

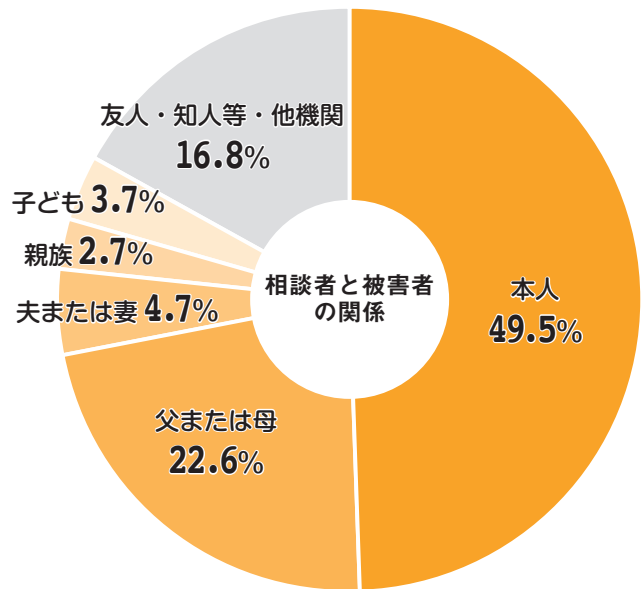
直接的支援の内訳



相談付添い1,920件(25.3%)、病院付添い693件(9.1%)、検察庁関連支援660件(8.7%)、カウンセリング付添い640件(8.5%)、警察関連支援433件(5.7%)、自宅訪問418件(5.5%)、支援金等の支給179件(2.4%)、行政窓口等への付添い220件(2.9%)、生活支援204件(2.7%)、物品の供与・貸与51件(0.7%)、宿泊施設提供16件(0.2%)となっています。

3 相談者と被害者の関係

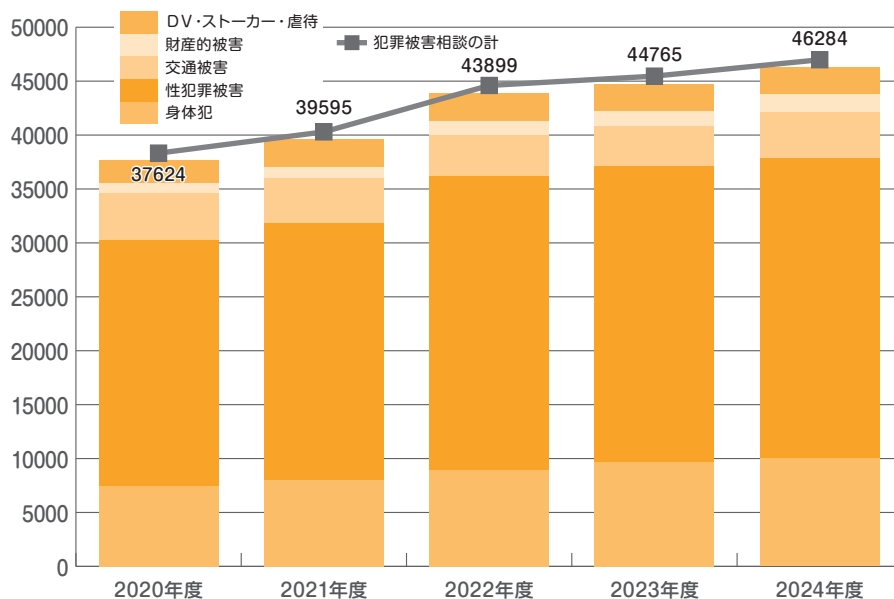
本人からの相談が49.5%で最も多く、次いで父または母22.6%となっています。夫または妻4.7%、親族2.7%、子ども3.7%、友人・知人等・他機関16.8%でした。



4 被害罪種別の推移(2020年度～2024年度の推移)

被害罪種を身体犯／性犯罪被害／交通被害／財産的被害／DV・ストーカー・虐待に分類した推移です。

被害罪種別の推移



10/17(金) 開催 全国犯罪被害者支援フォーラム2025のご案内

2025年10月17日(金) 13時より、30回目の開催となる「全国犯罪被害者支援フォーラム2025」を開催いたします。フォーラムは、一般の方、犯罪被害者等支援関係機関の方を対象に、犯罪被害者等の方が被害後に置かれる状況や心身への影響について理解を深め、犯罪被害者等支援活動についての広報啓発を目的として、毎年秋に開催しています。この機会にぜひご参加ください。

全国犯罪被害者支援フォーラム 2025 プログラム 「すべての被害者を『ひとりにしない』支援」

- 日時** 2025年10月17日(金) 13:00～17:10
- 会場** イイノホール(東京都/霞ヶ関駅 C4出口直結)
- 主催** 公益社団法人全国被害者支援ネットワーク 日本被害者学会 公益財団法人犯罪被害救援基金 警察庁
- 後援** 内閣府男女共同参画局 こども家庭庁 総務省 法務省 文部科学省 厚生労働省 国土交通省 公益財団法人日本財団 日本弁護士連合会 一般財団法人ひまわり基金 公益財団法人日工組社会安全研究財団 日本司法支援センター(法テラス) 一般社団法人日本臨床心理士会 (以上予定)
- 参加費** 無 料
- 申込** 事前申込み制
(受付期間は7月31日(木)～9月22日(月))
- 定員** ①イイノホール(現地参加)500名/②YouTubeライブ配信500名/③アーカイブ配信500名
【ライブ配信・アーカイブ配信希望の方も9/22までに事前申込みが必要です】
※「①と③」、「②と③」の組み合わせ申込み可。

フォーラムはどなたでもご参加いただけます。
参加資格は問いません。

お申し込みはネットワーク HP

<https://www.nnvs.org/participantsf3381/>

または二次元コードから

参加費無料・事前申込み制(9/22まで)



第1部 (13:00 - 14:25)

13:00 - 13:30	開会挨拶	全国被害者支援ネットワーク理事長 椎橋 隆幸氏
	来賓挨拶	国家公安委員会委員長 坂井 学氏 日本弁護士連合会
		犯罪被害者支援功労者特別栄誉章・功労団体表彰 感謝状贈呈
13:30 - 14:25	基調講演 「犯罪被害者支援の30年を振り返ってー精神医学・心理学的視点からー」	講演者 武蔵野大学 学長 小西 聖子氏
14:25 - 14:50		休憩

第2部 (14:50 - 17:10)

14:50 - 15:40	被害者の声 「想いと願い」	講演者 「京都アニメーション」放火殺人事件ご遺族 渡邊 達子氏(母) 渡邊 勇氏(兄)
15:40 - 15:55		休憩
15:55 - 17:05	パネルディスカッション 「被害者がいつでもつながることができる支援」	コーディネーター: 武庫川女子大学 心理・社会福祉学部 教授 大岡 由佳氏 パネリスト: 人間環境大学 総合心理学部 総合犯罪心理学科 教授 藤代 富広氏 パネリスト: くまもと被害者支援センター 支援コーディネーター 高橋 久代氏
17:05 - 17:10	閉会挨拶	犯罪被害救援基金専務理事 田村 正博氏

10/18(土)・10/19(日) 令和7年度秋期全国研修会開催案内

参加申込み受付は 7/31～9/22・参加費無料(加盟団体・関係機関所属職員が対象)

日時 2025年10月18日(土) 10:00～16:30
 (一部分科会は15:30まで)
 19日(日) 9:40～12:20
会場 機械振興会館(東京都港区)
参加費 無料
申込 事前申込制 受付期間7月31日(木)～9月22日(月)

秋期全国研修会は、ネットワーク加盟団体に所属する職員と被害者支援関係機関所属の方が対象の研修会です。一般の方は参加できません。お申し込みはネットワークHP <https://www.nnvs.org/participantsws1503/>



令和7年度 秋期全国研修会 プログラム ※敬称略

★ A-7とB-7は通し講座です。両方に参加出来る方を優先します。また、加盟団体または都道府県警察所属の有資格者のみが対象です。有資格者とは、支援センター所属の臨床心理士・公認心理師・社会福祉士・精神保健福祉士・精神科医の資格保持者、警察庁・都道府県警察の臨床心理士・公認心理師を指します。

10月18日(土) 分科会 A 10:00～12:30 (150分)

※ A-8とA-9は Zoom 配信分科会 (A-5・A-6) を会場 (機械振興会館) のスクリーンで聴講する講座です。グループワークが実施された場合でもワークに参加はできません。

分科会 A 10:00～12:30 (150分)

研修名	対象 (参加形態)	演題	講師
A-1	加盟団体のみ (対面)	面接相談	遠藤えりな (NNVS 認定コーディネーター・ひょうご) 野崎さおり (NNVS 認定コーディネーター・みやざき)
A-2	どなたでも参加 できます。 (対面)	中長期支援における 多機関との連携	佐々木みどり (NNVS 認定コーディネーター・神奈川) 藤澤由美子 (NNVS 認定コーディネーター・大分)
A-3	どなたでも参加 できます。 (対面)	刑務所等における新たな取組 ～心情等の聴取・伝達制度と 拘禁刑下における加害者処遇～	山下幸太郎 (法務省矯正局成人矯正課企画調整官) 塚原章裕 (法務省矯正局成人矯正課法務専門官) 荒巻由衣 (法務省矯正局総務課企画調整官) 三谷晴香 (法務省矯正局総務課法務事務官)
A-4	どなたでも参加 できます。 (対面)	精神疾患等についての基礎知識 ～被害者と加害者の 両者を理解するために～	大山美香子 (志木北口クリニック院長、精神科医、埼玉 犯罪被害者援助センター理事)
A-7	心理専門職・精神保健福祉士・ 社会福祉士対象 (対面)	心理的支援専門職実務研修(1) 一遺族への心理的支援を中心に一	岡本かおり (清泉大学人間学部教授、被害者支援都民セン ター犯罪被害相談員、公認心理師、臨床 心理士) 鶴田信子 (被害者支援都民センター相談担当心理責任者、 犯罪被害相談員、公認心理師、臨床心理士)
A-5	どなたでも参加 できます。 (Zoom)	外国人被害者支援の実際と課題	工藤美貴子 (NNVS 認定コーディネーター・あおもり) 楠本節子 (NNVS 認定コーディネーター・大阪) 高橋久代 (NNVS 認定コーディネーター・くまもと)
A-6	どなたでも参加 できます。 (Zoom)	被害者遺族への支援を考える	黒川雅代子 (龍谷大学短期大学部社会福祉学科教授)
A-8	どなたでも参加 できます。 (A-5の サテライト聴講)	外国人被害者支援の実際と課題	A-5サテライト講座
A-9	どなたでも参加 できます。 (A-6の サテライト聴講)	被害者遺族への支援を考える	A-6サテライト講座

10月18日(土) 分科会 B 13:30～16:30 または 13:30～15:30 分科会により所要時間が異なります。

※ B-8とB-9は Zoom 配信分科会 (B-5・B-6) を会場 (機械振興会館) のスクリーンで聴講する講座です。グループワークが実施された場合でもワークに参加はできません。

分科会 B 13:30～16:30 (180分)				
	研修名	対象 (参加形態)	演題	講師
13:30 16:30	B-1	加盟団体のみ (対面)	ニーズに応える 電話相談のありかた	林貴子 (NNVS 認定コーディネーター・ぎふ) 高橋久代 (NNVS 認定コーディネーター・くまもと)
	B-2	加盟団体のみ (対面)	被害者支援における 心理教育	工藤美貴子 (NNVS 認定コーディネーター・あおもり) 森田ひろみ (NNVS 認定コーディネーター・いばらき)
	B-3	加盟団体のみ (対面)	直接的支援の実際	片山文 (NNVS 認定コーディネーター・おかやま) 野崎さおり (NNVS 認定コーディネーター・みやぎ)
	B-4	どなたでも参加 できます。 (対面)	犯罪被害者等に対する インターネット上の 誹謗中傷の現状と課題	コーディネーター 川本哲郎 (元同志社大学法学部教授、京都犯罪被害者支援センター副理事長) パネリスト 十河太郎 (同志社大学大学院司法研究科教授、京都犯罪被害者センター監事) 中江美則 (亀岡集団登校交通事故遺族、NPO 法人ルミナ理事長) 被害者支援センターすてっぷぐんま、埼玉犯罪被害者援助センタ ー、長野犯罪被害者支援センター
	B-7	心理専門職・精 神保健福祉士・ 社会福祉士対象 (対面)	心理的支援専門職 実務研修 (2) 一遺族への心理的支援 を中心にー	岡本かおり (清泉大学人間学部教授、被害者支援都民センター犯罪被害相談員、公認心理師、臨床心理士) 齋藤梓 (上智大学総合人間科学部心理学科准教授、被害者支援都民センター犯罪被害相談員、公認心理師、臨床心理士) 鶴田信子 (被害者支援都民センター相談担当心理責任者、犯罪被害相談員、公認心理師、臨床心理士)

分科会 B 13:30～15:30 (120分)				
13:30 15:30	B-5	どなたでも参加 できます。 (Zoom)	途切れない支援の 現状と課題	竹山律子 (NNVS 認定コーディネーター・埼玉) 橋本理恵 (埼玉県県民生活部防犯・交通安全課主査)
	B-6	どなたでも参加 できます。 (Zoom)	SNS と性暴力 ～こどもへの支援の視座～	櫻井鼓 (追手門学院大学 心理学部心理学科教授/横浜思春期問題研究所副所長)
	B-8	どなたでも参加 できます。 (B-5のサテライト聴講)	途切れない支援の現状 と課題	B-5 サテライト講座
	B-9	どなたでも参加 できます。 (B-6のサテライト聴講)	SNS と性暴力 ～こどもへの支援の視座～	B-6 サテライト講座

10月19日(日) 全体会 9:40～12:20 入場開始9:20 会場:6階 6-65・66・67 定員:現地120名/YouTube配信200名

全体会 9:40～12:20 (160分) どなたでも参加できます。(対面・YouTube)				
	演題	登壇者・講師		
9:40 9:50	開会挨拶・分科会総括	熊谷明彦 (全国ネットワーク副理事長、研修・支援活動部会長)		
9:50 10:20	栄誉章表彰式、 NNVS 認定コーディネーター認定式	椎橋隆幸 (全国ネットワーク理事長)		
休憩 (20分)				
10:40 12:10	パネルディスカッション 「交通犯罪の被害者を救うために 何ができるのか ～危険運転致死傷罪の課題～」	コーディネーター 川本哲郎 (元同志社大学法学部教授、京都犯罪被害者支援センター副理事長) パネリスト 長 文恵 (高速暴走・危険運転被害者の会 共同代表) 高石洋子 (飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会 共同代表) 登坂比奈子 (埼玉県警察本部警務課犯罪被害者支援室 警察庁指定広域技能指導官)		
12:10 12:20	秋期全国研修会閉会挨拶	椎橋隆幸 (全国ネットワーク理事長) 司会: 奥山栄一 (全国ネットワーク専務理事)		

編集後記

次回発行予定日
2025年12月末
● 特集 ●
フォーラム2025 &
秋期全国研修会

■今号は、上谷さくら弁護士、川本哲郎先生のお二人にご寄稿いただきました。性犯罪や交通犯罪は、被害者等の方の訴えと関係者の尽力により法改正がなされていますが、未だ整備されていない部分もあります。被害者等の方に寄り添った法となるよう、支援者側も法について正しい知識を身に着けることが大切だと実感しました。
全国犯罪被害者支援フォーラム及び秋期全国研修会を今年も開催いたします。皆様のご参加、お待ちしております。(H.T)